

国家公務員法等の一部を改正する法律案要綱

第一 国家公務員法の一部改正

一 一般職及び特別職

大臣補佐官を、特別職とするものとする。

(第二条関係)

二 人事院

人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勸告、採用試験（採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事項を除く。）、任免（標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事項（七の１の根本基準の実施につき必要な事項であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。）を除く。）、給与（指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに職務の級の定数の設定及び改定に関する事項を除く。）、研修（国民全体の奉仕者としての使命の自覚及び多角的な視点等を有する職員の育成並びに研修の方法に

関する専門的知見を活用して行う職員の効果的な育成の観点に係るものに限る。）の計画の樹立及び実施並びに当該研修に係る調査研究、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどるものとする事。

（第三条関係）

三 内閣総理大臣

内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事務、標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事務（七の1の根本基準の実施につき必要な事務であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。）、指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに職務の級の定数の設定及び改定に関する事務並びに職員の人事評価、研修、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（二により人事院の所掌に属するものを除く。）をつかさどるものとする事。

（第十八条の二関係）

四 官民人材交流センターへの事務の委任

内閣総理大臣は、官民人材交流センターに委任する事務について、その運営に関する指針を定め、これを公表するものとする。

(第十八条の六関係)

五 人事院規則の制定改廃に関する内閣総理大臣からの要請

内閣総理大臣は、この法律の目的達成上必要があると認めるときは、人事院に対し、人事院規則を制定し、又は改廃することを要請することができるものとする。

(第二十三条の二関係)

六 人事管理の原則

職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次、合格した採用試験の種類及び幹部候補育成課程の育成の対象者であるか否か又はあったか否かにとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならないものとする。

(第二十七条の二関係)

七 任用の根本基準

1 任用の根本基準の実施に当たっては、次の事項が確保されなければならないものとする。

イ 職員の公正な任用

ロ 行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用

2 任用の根本基準の実施につき必要な事項であつて1のイの確保に関するものは、この法律に定めのあるものを除いては、人事院規則でこれを定めるものとする。

3 採用昇任等基本方針には、任用の根本基準の実施につき必要な事項であつて1のロの確保に関するものとして、職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用の確保に資する基本的事項を定めるものとする。

(第三十三条及び第三十三条の二関係)

八 幹部職員及び管理職員の定義

1 幹部職員の定義は、内閣府設置法第五十条若しくは国家行政組織法第六条の長官、同法第十八条第一項の事務次官若しくは同法第二十一条第一項の局長若しくは部長の官職、又はこれらに準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「幹部職」という。)を占める職員をいうものとする。

2 管理職員の定義は、国家行政組織法第二十一条第一項の課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「管理職」という。)を占める職員をいうものとする。

(第三十四条関係)

九 採用の方法

職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、係員の官職（標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職その他これに準ずる官職として人事院規則で定めるものをいう。十の1において同じ。）以外の官職に採用しようとする場合又は人事院規則で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験（以下「選考」という。）の方法によることを妨げないものとする。

（第三十六条関係）

十 採用試験における対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材

1 採用試験は、次の官職を対象として行うものとする。

イ 係員の官職のうち、政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職その他これらに類する官職であつて政令で定めるもの（ハを除く。）

ロ 定型的な事務をその職務とする係員の官職その他の係員の官職（イ及びハを除く。）

ハ 係員の官職のうち、特定の行政分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務とする官職として政令で定めるもの

二 係員の官職より上位の職制上の段階に属する官職のうち、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を有する者を採用することが適当なものとして政令で定めるもの

2 採用試験の種類は、次のとおりとするものとする。

イ 総合職試験（1のイの官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であつて、一定の範囲の知識、技術その他の能力（ロからニにおいて「知識等」という。）を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が1のイの官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び1のイの官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用

試験

ロ 一般職試験（1のロの官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であつて、一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が1のロの官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び1のロの官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

ハ 専門職試験（1のハの官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であつて、1のハの特定の

行政分野に応じて一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が1のハの官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び1のハの官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

ニ 経験者採用試験（1のニの官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であつて、1のニの職制上の段階その他の官職に係る分類に応じて一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が1のニの官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び1のニの官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用

試験

3 採用試験により確保すべき人材に関する事項は、2のイからニの採用試験の種類ごとに、政令で定めるものとする。

4 1から3の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。（第四十五条の二関係）

十一 採用試験の方法等

採用試験の方法、試験科目、合格者の決定の方法その他採用試験に関する事項については、この法律

に定めのあるものを除いては、十の2のイからニの採用試験の種類に応じ、人事院規則で定めるものとする。

(第四十五条の三関係)

十二 採用昇任等基本方針

1 採用昇任等基本方針に定める事項として、七の3の基本的事項のほか、次の事項を追加するものとする。

イ 管理職への任用に関する基準その他の指針

ロ 任命権者を異にする官職への任用に関する指針

ハ 職員の公募に関する指針

ニ 官民の人材交流に関する指針

ホ 子の養育又は家族の介護を行う職員の状況を考慮した職員の配置その他の措置による仕事と生活の調和を図るための指針

2 1のハの指針を定めるに当たっては、犯罪の捜査その他特殊性を有する職務の官職についての公募の制限に関する事項その他職員の公募の適正を確保するために必要な事項に配慮するものとする。

十三 任命権者

1 外局の長（実施庁以外の庁にあつては、外局の幹部職）に対する任命権は、各大臣に属するものとする。

2 任命権者は、幹部職以外の官職（内閣が任命権を有する場合にあつては、幹部職を含む。）の任命権を、その部内の上級の国家公務員（内閣が任命権を有する幹部職にあつては、内閣総理大臣又は國務大臣）に限り委任することができるものとする。

十四 適格性審査及び幹部候補者名簿

1 内閣総理大臣は、次の者について、政令で定めるところにより、幹部職（自衛隊法第三十条の二第一項第六号の幹部職を含む。ロ及び2において同じ。）に属する官職（同項第二号の自衛官以外の隊員が占める職を含む。2及び二十一の4において同じ。）に係る標準職務遂行能力（同項第五号の標準職務遂行能力を含む。2において同じ。）を有することを確認するための審査（以下「適格性審査」という。）を公正に行うものとする。

- イ 幹部職員（自衛隊法第三十条の二第一項第六号の幹部隊員を含む。ロにおいて同じ。）
- ロ 幹部職員以外の者であつて、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者として任命権者（自衛隊法第二条第五項の隊員の任免について権限を有する者を含む。3及び4、十八並びに二十一の4において同じ。）が内閣総理大臣に推薦した者
- ハ イ及びロの者に準ずるものとして政令で定める者
- 2 内閣総理大臣は、適格性審査の結果、幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有することを確認した者について、政令で定めるところにより、氏名その他政令で定める事項を記載した名簿（以下「幹部候補者名簿」という。）を作成するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、任命権者の求めがある場合には、政令で定めるところにより、当該任命権者に対し、幹部候補者名簿を提示するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、及び任命権者の求めがある場合その他必要がある場合と認める場合には随時、適格性審査を行い、幹部候補者名簿を更新するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、1から4までの権限を内閣官房長官に委任するものとする。

6 1の柱書き及び2から4までの政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

(第六十一条の二関係)

十五 幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用

1 選考による職員の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

2 職員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、職員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

3 任命権者は、幹部候補者名簿に記載されている職員の降任であつて、幹部職への任命に該当するものを行う場合には、当該職員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる幹部職に任命するものとする。

4 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない職員のうち

ち、幹部候補者名簿に記載されている者の昇任、降任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものについては、任命権者が、2及び3にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を判断して行うことができるものとする。

(第六十一条の三関係)

十六 内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく任用等

1 任命権者は、職員の選考による採用、昇任、転任及び降任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への昇任、転任及び降任並びに幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。4において同じ。）及び免職を行う場合には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

2 1の場合において、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議する時間的余裕がないときは、任命権者は、1にかかわらず、当該協議を行うことなく、職員の採用等を行うことができるものとする。

3 任命権者は、2により職員の採用等を行った場合には、内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知する

とともに、遅滞なく、当該採用等について、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議し、当該協議に基づいて必要な措置を講じなければならないものとする。

4 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部職員について適切な人事管理を確保するために必要であると認めるときは、任命権者に対し、幹部職員の昇任、転任、降任、退職及び免職（以下4において「昇任等」という。）について協議を求めることができるものとする。この場合において、協議が調ったときは、任命権者は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。

（第六十一条の四関係）

十七 管理職の任用に関する運用の管理

1 任命権者は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

2 内閣総理大臣は、十二の1のイの基準に照らして必要があると認める場合には、任命権者に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができるものとする。

（第六十一条の五関係）

十八 任命権者を異にする管理職への任用に係る調整

内閣総理大臣は、任命権者を異にする管理職（自衛隊法第三十条の二第一項第七号の管理職を含む。

）への任用の円滑な実施に資するよう、任命権者に対する情報提供、任命権者相互間の情報交換の促進その他の必要な調整を行うものとする事。

（第六十一条の六関係）

十九 人事に関する情報の管理

1 内閣総理大臣は、内閣府、各省その他の機関に対し、政令で定めるところにより、当該機関の幹部職員、管理職員、幹部候補育成課程の育成の対象者その他これらに準ずる職員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができるものとする事。

2 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、1により提出された情報を適正に管理するものとする事。

（第六十一条の七関係）

二十 特殊性を有する幹部職等の特例

人事院、検察庁、会計検査院、警察庁、外局として置かれる委員会その他の行政機関の幹部職等について、その職務の特殊性に配慮し、人事の一元管理に関する規定の適用除外その他所要の規定の整備を

行うものとする。

(第六十一条の八関係)

二十一 幹部候補育成課程

1 各大臣等は、幹部候補育成課程を設け、内閣総理大臣が定める基準に従い、運用するものとする。

2 1の基準においては、課程対象者の選定及び判定、研修の実施、多様な勤務を経験する機会の付与その他幹部候補育成課程に関する政府全体としての統一性を確保するために必要な事項を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、各大臣等に対し、基準に照らして必要な措置を求めることができるものとする。とその他の幹部候補育成課程の運用の管理について定めるものとする。

4 任命権者を異にする官職への課程対象者の任用に係る調整についての規定を整備するものとする。

(第六十一条の九から第六十一条の十一まで関係)

二十二 研修の根本基準及び研修計画

1 研修は、職員に現在就いている官職又は将来就くことが見込まれる官職の職務の遂行に必要な知識

及び技能を習得させ、並びに職員の能力及び資質を向上させることを目的とするものでなければならぬものとする。

2 1の根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのあるものを除いては、人事院の意見を聴いて政令で定めるものとする。

3 人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの所掌事務に係る研修による職員の育成について調査研究を行い、その結果に基づいて、それぞれの所掌事務に係る研修について適切な方策を講じなければならぬものとする。

4 人事院、内閣総理大臣及び関係庁の長は、1の根本基準を達成するため、職員の研修について計画を樹立し、この実施に努めなければならないものとする。

5 4の計画は、4の目的を達成するために必要かつ適切な職員の研修の機会が確保されるものでなければならぬものとする。

6 内閣総理大臣は、4により内閣総理大臣及び関係庁の長が行う研修についての計画の樹立及び実施に関し、その総合的企画及び関係各庁に対する調整を行うものとする。

7 内閣総理大臣は、6の総合的企画に関連して、人事院に対し、必要な協力を要請することができるものとする。

8 人事院は、4の計画の樹立及び実施に関し、その監視を行うものとする。

(第七十条の五及び第七十条の六関係)

二十三 研修に関する報告要求等

1 人事院は、内閣総理大臣又は関係庁の長に対し、人事院規則の定めるところにより、二十二の4の計画に基づく研修の実施状況について報告を求めることができるものとする。

2 人事院は、内閣総理大臣又は関係庁の長が法令に違反して二十二の4の計画に基づく研修を行った場合には、その是正のため必要な指示を行うことができるものとする。(第七十条の七関係)

二十四 能率の根本基準及び能率増進計画

能率の根本基準及び能率増進計画に関する規定から研修に関するものを削除するものとする。

(第七十一条及び第七十三条関係)

二十五 能率の増進に関する要請

内閣総理大臣は、職員の能率の増進を図るため必要があると認めるときは、関係庁の長に対し、国家公務員宿舎法又は国家公務員等の旅費に関する法律の執行に関し必要な要請をすることが出来るものとする。

(第七十三条の二関係)

二十六 幹部職員の降任に関する特例

任命権者は、幹部職員（幹部職のうち職制上の段階が最下位の段階のものを占める幹部職員を除く。

）について次の場合のいずれにも該当するときは、人事院規則の定めるところにより、第七十八条各号の場合のいずれにも該当しない場合においても、その意に反して直近下位の職制上の段階に属する幹部職へ降任することが出来るものとする。

イ 当該幹部職員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、他の官職（当該官職に対する任命権が当該幹部職員の任命権者に属するものをいう。ハにおいて同じ。）を占める他の幹部職員に比して勤務実績が劣っているものとして人事院規則で定める要件に該当する場合

ロ 当該幹部職員が現に任命されている官職に他の特定の者を任命すると仮定した場合において、当該他の特定の者が、当該幹部職員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として人事院

規則で定める要件に該当する場合

ハ 当該幹部職員について、他の官職についての適性が他の候補者と比較して十分でない場合として人事院規則で定める要件に該当すること等により、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合又は幹部職員の任用を適切に行うため当該幹部職員を降任させる必要がある場合として人事院規則で定めるその他の場合
(第七十八条の二関係)

二十七 人事院規則の制定改廃に関する職員団体からの要請

登録された職員団体は、人事院規則の定めるところにより、職員の勤務条件について必要があると認めるときは、人事院に対し、人事院規則を制定し、又は改廃することを要請することができるものとす
(第百八条の五の二関係)

第二 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 指定職俸給表の号俸

1 指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の分類の基準となるべき標準的な職務の内容を、人事院が定めるものとする。

2 指定職俸給表の適用を受ける職員（会計検査院及び人事院の職員を除く。）の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び1の分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより、決定するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

3 会計検査院及び人事院の指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び1の分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院が定めるところにより、決定するものとする。

（第六条及び第六条の二関係）

二 級別定数

1 内閣総理大臣は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び人事院が定める職員の職務の級の分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて、職務の級の定数（会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を除く。）を設定し、又は改定することができるものとする。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人

事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2 人事院は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び人事院が定める職員の職務の級の分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を設定し、又は改定することができるものとする。

(第八条関係)

第三 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正

国と民間企業との間の人事交流に関する法律について、人事交流の対象となる法人の拡大、手続の簡素化及び透明性の向上のため、所要の規定の整備を行うものとする。

第四 内閣法の一部改正

一 内閣官房のつかさどる事務に、次の事務を追加するものとする。

- 1 国家公務員に関する制度の企画及び立案に関する事務
- 2 中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務に関する事務
- 3 国家公務員の退職手当制度に関する事務
- 4 特別職の国家公務員の給与制度に関する事務

5 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関する事務

6 1から5のほか、国家公務員の人事行政に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）

7 行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務

8 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行う事務

（第十二条関係）

二 内閣人事局

1 内閣官房に、内閣人事局を置き、一の1から8までの事務をつかさどるものとする。

2 内閣人事局に、内閣人事局長を置くものとする。

3 内閣人事局長は、内閣官房長官を助け、命を受けて局務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもって充てるものとする。

4 内閣人事局は、当分の間、国家公務員制度改革の推進に関する企画及び立案等に関する事務をつかさどるものとする。

（第二十一条及び附則第三項関係）

三 内閣総理大臣補佐官

内閣総理大臣補佐官の所掌事務について、内閣総理大臣の命を受け、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策のうち特定のものに係る内閣総理大臣の行う企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐するものとする事。

(第二十二條關係)

四 内閣官房の主任の大臣たる内閣総理大臣の権限

1 内閣総理大臣は、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣官房の命令として内閣官房令を發することが出来るものとする事。

2 内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を發することが出来るものとする事。

3 内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機關及び職員に對し、訓令又は通達を發することが出来るものとする事。

(第二十六條關係)

五 内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所、内閣人事局の事務の一部を分掌させることが出来るものとする事。

(第二十七條關係)

第五 内閣府設置法の一部改正

一 大臣補佐官

1 内閣府に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官六人以内を置くことができるものとする。

2 六人を超えて大臣補佐官を置く必要がある場合においては、1の大臣補佐官のほか、他省の大臣補佐官の職を占める者をもって充てられる大臣補佐官を置くことができるものとする。

3 大臣補佐官は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、特定の政策に係る内閣官房長官又は特命担当大臣の行う企画及び立案並びに政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に関し、内閣官房長官又は特命担当大臣を補佐するものとする。

4 大臣補佐官の任免、服務について定めるものとする。
(第十四条の二関係)

二 退職手当審査会

内閣府の本府に、退職手当審査会を置くものとする。
(第三十七条関係)

三 大臣補佐官の定数等の特例

1 復興庁が廃止されるまでの間は、内閣府に、特に必要がある場合においては、復興庁設置法第十条の二第一項の復興大臣補佐官の職を兼ねる大臣補佐官（2において「兼職復興大臣補佐官」という。）を除き、大臣補佐官六人以内を置くことができるものとする。

2 兼職復興大臣補佐官は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、東日本大震災復興関連事務に係る特定の政策に係る内閣官房長官又は特命担当大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、内閣官房長官又は特命担当大臣を補佐するものとする。

（附則第三条の三関係）

第六 復興庁設置法の一部改正

1 復興庁に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができるものとする。

2 大臣補佐官は、復興大臣の命を受け、特定の政策に係る復興大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐するものとする。

3 大臣補佐官の任免、服務について定めるものとする。

（第十条の二関係）

第七 国家行政組織法の一部改正

1 各省に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができるものとする。

2 大臣補佐官は、その省の長である大臣の命を受け、特定の政策に係るその省の長である大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、その省の長である大臣を補佐するものとする。

3 大臣補佐官の任免、服務について定めるものとする。
(第十七条の二関係)

第八 総務省設置法の一部改正

総務省の所掌事務等について所要の規定の整備を行うものとする。

第九 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 大臣補佐官の俸給月額

1 常勤の大臣補佐官の俸給月額を百十九万八千円とするものとする。

2 常勤の大臣補佐官の俸給月額は、特別の事情により1により難いときは、1にかかわらず、百二十万二千円とすることができるものとする。
(第三条関係)

二 総務大臣の権限を内閣総理大臣の権限に変更するために必要な所要の規定の整備を行うものとする。

(第三条、第九条及び第十条関係)

第十 防衛省設置法の一部改正

大臣補佐官の新設に伴い、防衛大臣補佐官の名称を防衛大臣政策参与に改めるとともに、防衛会議の委員に大臣補佐官を加えること。

第十一 関連法の一部改正

検察官の俸給等に関する法律等について所要の規定の整備を行うものとする。

第十二 外務公務員法の一部改正

在外公館の長たる大使及び公使に対し、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、所要の規定の整備を行うものとする。

第十三 自衛隊法の一部改正

大臣補佐官の新設に伴い、及び防衛省の職員に対し、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、所要の規定の整備を行うものとする。

第十四 自衛隊法の一部改正

自衛隊員について、離職後の就職に関する規制を導入するとともに、一部の自衛隊員の離職に際しての離職後の就職の援助を行うため、所要の規定の整備を行うものとする。

第十五 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正

指定職俸給表の適用を受ける防衛省の事務官等の職務の分類の基準となるべき標準的な職務の内容を政令で新たに定めるとともに、当該事務官等の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び当該分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、決定するものとする。

第十六 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一の二十一は施行日から起算して三月を経過する日に施行することとするほか、必要な施行期日を定めるものとする。

(附則第一条関係)

二 国家公務員法の一部改正に伴う経過措置

施行日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、幹部職に任用される者等について、第一の十五及び十六は適用しないものとする。

(附則第三条関係)

三 命令の効力

1 この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新法令の規定により内閣官房令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

2 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもって規定すべき事項を規定するものは、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、政令としての効力を有するものとする。

（附則第十一条関係）

四 その他、この法律の施行に伴い必要となる経過措置等について定めるものとする。